

一般社団法人 東京都トラック協会 木材専門部会 規約

昭和42年6月12日設立
昭和54年7月9日一部改正(部会再編成に伴い)
昭和55年7月23日一部改正(役員の増員)
昭和57年6月16日一部改正(〃)
昭和60年7月4日一部改正(〃)
昭和63年6月28日一部改正(東ト協部会・専門部会規程実施)
平成25年4月1日一部改正(一般社団法人移行に伴い)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会（以下協会という）定款第39条並びに専門部会規程にもとづき、木材関係輸送事業の健全な発展を図るために必要な専門的事項に対処し、以て公共福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、協会木材専門部会と称する。

(構 成)

第3条 本会は、協会々員であって、木材関係輸送に携わる運送事業者をもって構成する。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 木材輸送に関する事項の調査研究及び情報の交換
2. 木材輸送の効率化・円滑化の研究
3. 輸送秩序の確立に関する事項。
4. 事故防止に関する事項。
5. 関係団体との協調に関する事項。

6. その他、木材関係輸送に関する一切の事項。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

専門部会長	1名
副専門部会長	3名以内
委 員	5名以内
監 事	2名以内
相 談 役	若 干 名

第 6 条 役員は、総会において選任する。

2. 役員任期は、2ケ年とする。但し、重任を妨げない。
3. 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 7 条 専門部会長は、本会を代表し会の運営を統理する。

2. 副専門部会長は、専門部会長を補佐し専門部会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、本会の運営にあたる。
4. 監事は、本会の経理を監査する。
5. 相談役は、部会長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 8 条 会議は、総会、委員会及び正副部会長会とし、専門部会長が招集して議長となる。

(総 会)

第 9 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は、毎年5月以降に開催し、事業計画等を諮る。
臨時総会は、必要により、随時開催する。

(総会に付議すべき事項)

第10条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 本規約の変更。
2. 役員を選任及び解任。
3. 事業計画及び収支予算。
4. 事業報告及び収支決算。
5. 部会費の額及びその納入方法。
6. その他必要と認められた事項。

(総会の議決方法)

第11条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の構成と議決方法)

第12条 委員会は、専門部会長、副専門部会長、委員、相談役をもって構成し、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、その過半数をもって決する。

但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会に付託すべき事項)

第13条 次の事項は委員会の議決を要する。

1. 会務の執行に関する事項。
2. 総会の招集並びに総会に提出する議案。
3. 総会で委任された事項。
4. 本会関係の諸規則の制定及び変更に関する事項。

(関東地区内他県事業者の参加)

第14条 専門部会長が必要と認めるときは、関東地区内の他県協会加入事業者であっても、夫々の県に木材輸送事業者の組織ができるまでは、本会に参加することができる。

(会員外の出席)

第15条 専門部会長が必要と認めたときは、会員外の関係者を会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第16条 本会の事業達成に必要な専門的事項に対処するため専門委員会をおくことができる。

第6章 負担金

(部会費)

第17条 本会の活動に要する費用は部会費を以て充てる。

(特別負担金)

第18条 部会費以外に本会の活動に特別の経費を必要とするときは、会員から特別負担金を徴収することができる。

(その他)

第19条 本規約に定めのない事項については、協会定款並びに部会・専門部会規程を準用する。

(附 則)

1. 本規約は、昭和54年7月9日から実施する。
2. 専門部会臨時総会において選任された役員の任期は、第6条の規程にかかわらず昭和55年の通常総会の時までとする。